



鳥取県公報

平成 29 年 4 月 14 日 (金)
第 8 8 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (298) (農地・水保全課) 2
	鳥取県立とっとり花回廊の利用料金の一部改正 (299) (生産振興課) 2
	漁船損害等補償法による漁船保険契約の締結における義務加入の同意を求めるための発 起人の届出 (300) (水産課) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (301) (〃) 3
	土地改良区の役員の就退任 (302) (中部総合事務所農林局) 3
	土地改良区連合の役員の就退任 (303) (〃) 4
	開発行為に関する工事の完了 (3件) (304~306) (西部総合事務所生活環境局) . . . 5
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (9) 6
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 6
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
	随意契約の相手方の決定 (広報課) 10
	随意契約の相手方の決定 (税務課) 10
◇ 正 誤	平成29年3月28日付鳥取県条例第24号中訂正 11

告 示

鳥取県告示第298号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、気高町土地改良区の定款の変更を平成29年4月6日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第299号

平成28年鳥取県告示第276号（鳥取県立とっとり花回廊の利用料金）により告示した利用料金の一部を改正することについて、鳥取県立とっとり花回廊の設置及び管理に関する条例（平成10年鳥取県条例第21号）第10条第2項の規定に基づき平成29年3月14日承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前								
1 利用料金 (1)～(3) 略 <u>(4) 電動式カート利用料</u> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td>1人1回につき 500円</td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td>1人1回につき 1,000円</td> </tr> <tr> <td>1車両専用利用(7人)</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	児童又は中学校の生徒	1人1回につき 500円	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,000円	1車両専用利用(7人)	8,000円	1 利用料金 (1)～(3) 略
区 分	金 額								
児童又は中学校の生徒	1人1回につき 500円								
高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき 1,000円								
1車両専用利用(7人)	8,000円								
2 略	2 略								

附 則

この告示は、平成29年4月18日から施行する。

鳥取県告示第300号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定に基づき、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めることについての届出があったので、同令第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成29年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

届 出 事 項			指定漁船調書の縦覧	
発起人の住所及び氏名	加入区の名称	漁船損害等補償法第113条第1項の申出の相手方となる漁業協同組合の名称	場 所	期 間

西伯郡大山町御来屋28-1 敦賀 亀義 西伯郡大山町御来屋92-11 灘本 雄一	大山加入区	鳥取県漁業協同組合	西伯郡大山町御来屋1101 鳥取県漁業協同組合御来屋支所	平成29年4月14日から同月28日まで
米子市淀江町今津271-3 藤井 邦浩 米子市淀江町淀江429 酒井 鉄男	淀江加入区	〃	米子市淀江町淀江992-11 鳥取県漁業協同組合淀江支所	〃

鳥取県告示第301号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取中山加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第302号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条砂丘土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

- 理 事 友 定 憲 一 東伯郡北栄町江北592
- 理 事 淀 瀬 裕 昭 東伯郡北栄町江北1665-5
- 理 事 中 田 賢 一 東伯郡北栄町江北2743-11
- 理 事 前 田 典 彦 東伯郡北栄町国坂492
- 理 事 椿 薫 東伯郡北栄町国坂1649-4
- 理 事 磯 江 勝 則 東伯郡北栄町北尾126-1
- 理 事 濱 本 哲 三 東伯郡北栄町弓原617
- 理 事 脇 坂 正 則 東伯郡北栄町下神687
- 理 事 前 田 榮 雄 東伯郡北栄町松神746
- 理 事 中 井 敏 浩 東伯郡北栄町東園368-3
- 理 事 濱 田 武 東伯郡北栄町西園1150
- 理 事 信 方 道 明 東伯郡北栄町西園1095
- 理 事 道祖尾 広 光 東伯郡北栄町由良宿1568-1
- 理 事 山 崎 弘 巳 東伯郡北栄町妻波1291
- 監 事 山 下 義 明 東伯郡北栄町江北2592
- 監 事 稲 本 喜 久 東伯郡北栄町田井345
- 監 事 金 山 英 文 東伯郡北栄町東園363

平成29年3月29日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	池 田 誠	東伯郡北栄町江北607
理 事	石 井 通 人	東伯郡北栄町江北1799
理 事	岡 照 文	東伯郡北栄町江北1995
理 事	追 谷 悦 夫	東伯郡北栄町国坂664-1
理 事	山 本 泰 夫	東伯郡北栄町国坂182-1
理 事	青 亀 恵 一	東伯郡北栄町弓原359-7
理 事	石 寶 梅 市	東伯郡北栄町弓原695
理 事	坂 本 憲 昭	東伯郡北栄町下神618
理 事	根 鈴 直 人	東伯郡北栄町松神734
理 事	廣 芳 洋 一	東伯郡北栄町東園604-6
理 事	中 村 輝 夫	東伯郡北栄町西園1187
理 事	田 中 孝 利	東伯郡北栄町西園1054
理 事	竹 歳 泰 洋	東伯郡北栄町由良宿1861
理 事	荒 木 政 美	東伯郡北栄町妻波1212
監 事	山 下 義 明	東伯郡北栄町江北2592
監 事	稲 本 喜 久	東伯郡北栄町田井345
監 事	金 山 英 文	東伯郡北栄町東園363

平成29年3月30日就任 任期4年

鳥取県告示第303号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり東伯地区土地改良区連合から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5
理 事	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
理 事	井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
理 事	松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
理 事	山 下 一 郎	東伯郡琴浦町大字森藤128
理 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
理 事	豊 田 峯 夫	東伯郡北栄町妻波1173-2
理 事	宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
理 事	福 井 孝 幸	東伯郡琴浦町大字杉下205
理 事	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
理 事	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
監 事	稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502
監 事	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1
監 事	中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575

平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173-3
理 事	松 本 正 志	東伯郡琴浦町大字八橋932-5

理 事 井 中 信 一	東伯郡北栄町六尾324
理 事 松 本 昭 夫	東伯郡北栄町江北671
理 事 山 下 一 郎	東伯郡琴浦町大字森藤128
理 事 米 田 英 一	東伯郡北栄町妻波1211
理 事 横 山 浩 一	東伯郡北栄町下種507-4
理 事 宮 本 勝 宏	東伯郡琴浦町大字倉坂669
理 事 三 浦 勝 美	東伯郡琴浦町大字光好566
理 事 浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
理 事 小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
監 事 山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12-1
監 事 中 原 勇	東伯郡琴浦町大字逢東575
監 事 稲 村 勝 男	東伯郡北栄町六尾502

平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第304号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年1月10日 鳥取県指令第201600150952号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津1413-2の一部、1414-4の一部、1414-5、1414-7の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
西伯郡日吉津村大字富吉90-1
田中 泰栄

鳥取県告示第305号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年1月10日 鳥取県指令第201600150977号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津1413-2の一部、1414-3、1414-4の一部、1414-7の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市錦町一丁目2313
川口 脩文

鳥取県告示第306号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成29年4月14日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成29年 1 月10日 鳥取県指令第201600150983号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
西伯郡日吉津村大字日吉津1413- 2 の一部、1414- 2、1414- 4 の一部、1414- 7 の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市上福原三丁目 5 - 8
上田 健太

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第 9 号

平成29年第 3 回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成29年 4 月14日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成29年 4 月21日（金） 午後 4 時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員会室
- 3 議題
(1) 選挙の同時施行について（倉吉市）
(2) その他

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第 6 号。以下「法」という。）第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年 4 月14日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号又は 3 号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年 5 月21日 午後 1 時30分から 午後 4 時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
(1) 講習時間 3 時間
(2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県OSSシステム賃貸借及び保守業務 一式

ア 借入物品 鳥取県OSSシステム用機器 一式

イ 購入物品 ソフトウェア 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

入札説明書による。

(4) 履行期間

ア 構築期間

契約締結の日から平成30年3月19日（月）まで

イ 借入物品及び購入物品の納入期限

平成30年2月19日（月）

ウ 借入物品の賃貸借期間及び保守期間

平成30年3月20日（火）から平成34年12月31日（土）までとする。

(5) 契約金額等

ア 契約金額は、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

イ 入札者は、次に掲げる費用の合計額を、入札説明書に示す方法に従って見積もること。

(ア) 調達案件に係る機器の設定、搬入、設置及び調整に要する費用

(イ) (1)のアの物品に係る(4)のウの期間における賃貸借料（賃貸借期間終了後における借入物品の撤去、処分その他の費用を含む。）及び保守料の総額

(ウ) (1)のイの物品の価額

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、過去5年以内に国又は地方公共団体と本契約と同種同程度以上と認められる契約をし、かつ履行した実績を持ち、単独企業で次に掲げる要件を全て満たすもの又は第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者で次に掲げる要件を全て満たすもののうちの代表である者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 平成29年4月14日（金）から同年5月25日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が以下の全ての業種区分に登録されている者であること。

（ア） 情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営

（イ） 事務用機器のパソコン類

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成29年5月2日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

エ （2）の第三者賃貸方式により入札に参加する者でないこと。

（2） 第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者に関する要件

ア 2者それぞれが（1）のア及びイの要件を満たしていること。

イ 2者のうちの代表である者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営に登録されており、他の1者が競争入札参加資格を有する者で、その業種区分が事務用機器のパソコン類に登録されていること。

なお、これらの業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成29年5月2日（火）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 本件入札において他の者との第三者賃貸方式でそれぞれの役割を明確にした2者のうちの1者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110（代）

（2） 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

（3） 入札説明書の交付方法

（1）の場所で平成29年4月14日（金）から同月21日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話により請求すること。

（4） 入札説明会の日時及び場所

平成29年4月24日（月）午後2時

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部第2会議室（鳥取県警察本部庁舎1階）

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

平成29年5月25日（木）午後2時（ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月24日（水）午後5時までとする。）

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室（鳥取県警察本部庁舎2階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類、納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類及び参考資料を、4の(1)の場所に平成29年5月8日（月）午後5時までに持参し、又は郵送等により送付し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として、入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 入札への参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によってはその者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低価格をもって入札したものを落札者とするため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力す

ること。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Electronic Application for a vehicle Parking Place Certificate, 1 set

(2) May 8, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 25, 2017 2:00 PM : Time-limit for submission of tenders

May 24, 2017 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 1
-271 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8520 Japan

TEL 0857-23-0110

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定 した日	平成 29 年 3 月 29 日
4 契約の相手方の名称及び 所在地	株式会社新日本海新聞社 鳥取市富安二丁目 137
5 契 約 金 額	42,067,080 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	特許権等の排他的権利又は特殊な技術に係る物品等又は特定役務の調達をする ものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第 11 条第 1 項第 1 号）
7 契約事務担当部局の名称 及び所在地	鳥取県元気づくり総本部広報課 鳥取市東町一丁目 220

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 4 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調 達 件 名 及 び 数 量	平成 29 年度税務事務総合電算処理システム運用業務委託 一式
2 契 約 方 式	随意契約
3 随意契約の相手方を決定 した日	平成 29 年 3 月 6 日
4 契約の相手方の名称及び 所在地	株式会社鳥取県情報センター 鳥取市寺町 50
5 契 約 金 額	86,810,400 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 随意契約による理由	随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種 の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をする とその特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

(政令第11条第1項第2号)

7 契約事務担当部局の名称 鳥取県総務部税務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220

正 誤

平成29年3月28日付鳥取県公報号外第27号の鳥取県条例第24号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 34

行 17

誤 （平成29年法律第 号。以下「改正法」という。）

正 （平成29年法律第2号。以下「改正法」という。）